

特定個人情報保護委員会

資料1-1

番号法及び関係政令に基づき2014（平成26）年1月1日設置

任務

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じること

組織

委員長1名・委員6名（合計7名）の合議制（平成26年中は委員長1名及び委員2名（計3名））

（個人情報保護の有識者・情報処理技術の有識者・社会保障又は税制の有識者・民間企業の実務に関する経験者・地方六団体の推薦者を含む）

- ・委員長（常勤） 堀部政男（元一橋大学法学部教授）
- ・委員（常勤） 阿部孝夫（前川崎市市長）
- ・委員（非常勤） 手塚 悟（東京工科大学コンピュータサイエンス学部教授）

委員長・委員は独立して職権を行使（独立性の高い、いわゆる3条委員会）

任期5年・国会同意人事

主な所掌事務

監視・監督



指導・助言
法令違反に対する
勧告・命令
報告徴求・立入検査
情報提供ネットワーク
システムの構築等に関
する措置要求

監視・
監督

特定個人情報保護 評価に関すること

特定個人情報保護
評価に関する指針
の作成・公表
評価書の承認

指針

評価書

広報・啓発

特定個人情報の
保護について
の広報・啓
発

広報・
啓発

国際協力

国際会議へ
の参加その
他の国際連
携・協力

苦情処理

苦情の申出に
ついてのあっ
せん

あっ
せん

苦情

意見具申

内閣総理大臣
に対する
意見具申

意見

行政機関・地方公共団体・独立行政法人等

民間事業者

個人

内閣総理
大臣

特定個人情報保護委員会の当面の取組

【特定個人情報保護評価】

特定個人情報保護評価に関する規則・指針の周知
（行政機関・地方公共団体向け説明会の開催等）

【国際協力】

各種国際会議に参加し、特定個人情報保護委員会のプレゼンスを示し、今後の国際連携・協力関係を構築

【監視・監督】

番号の適正な利用に係るガイドラインの作成（行政機関及び民間事業者向け）

【広報・啓発】

特定個人情報の保護に係るパンフレットの作成

<今後の課題への対応>

【IT総合戦略本部 パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱（6月24日決定）】

番号法附則第6条第2項に定める、特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関する監視又は監督に関する事務が所掌事務となったときの体制